

すこやか子育て支援事業について

①保育料等の助成

平成17年4月2日以降生まれの1歳から就学前までの保育園等に入園する幼児に対して、保育料等の1/2を助成します。

○助成の特例

平成17年4月1日以前生まれの1歳から就学前までの幼児の場合は、保育料等の1/4を助成します。

○経過措置

平成18年4月1日以前生まれの第3子以降の場合は、経過措置として、所得制限を設けずに、これまでどおり保育料等の全額を助成します。

②乳児養育支援金

平成17年4月2日以降生まれの0歳児に対し、月額1万円の養育支援金を支給します。

○支給時期(年3回)

8～11月分は12月に、12～3月分は4月に、4～7月分は8月に、それぞれまとめて支給します。

申請手続き

①と②の支援を受けるためには、市役所各庁舎で申請する必要があります。

＜必要なもの＞

- ・印鑑
- ・**福** 福祉医療費受給者証の写し
- ・振込口座のわかるもの
- ・第3子以降であることを証明する戸籍謄本(経過措置で保育料助成を受ける方のみ)

問合せ

仙北市福祉事務所
長寿子育て課 子育て支援係
TEL(43)2280

出生位	生年月日	助成期間および助成内容	
		0歳	1歳～就学前
第1子	17.4.1以前		特 保育料の1/4
	17.4.2から 18.4.1まで	乳 月1万円	新 保育料の1/2
	18.4.2以降	乳 月1万円	新 保育料の1/2
第2子	17.4.1以前		特 保育料の1/4
	17.4.2から 18.4.1まで	乳 月1万円	新 保育料の1/2
	18.4.2以降	乳 月1万円	新 保育料の1/2
第3子以降	17.4.1以前		経 保育料無料
	17.4.2から 18.4.1まで	乳 月1万円	経 保育料無料
	18.4.2以降	乳 月1万円	新 保育料の1/2

乳 月1万円... (新規) 乳児養育支援金 月額1万円を支給
 経 保育料無料... (経過措置) 保育料等の全額を助成
 特 保育料の1/4... (特例) 保育料等の1/4を助成
 新 保育料の1/2... (新規) 保育料等の1/2を助成

所得制限の基準

①と②の助成は、父母等の所得額が県で定める所得制限基準額を超えない世帯が対象となります。

〈所得制限規準額〉

扶養親族等の数	父または母の所得額
0人	2,672,000円
1人	3,052,000円
2人	3,432,000円
3人	3,812,000円
4人	4,192,000円
5人	4,572,000円

※県の乳幼児福祉医療制度(通称:マル福)と同一
 マル福の対象者区分が「80」の方は、所得制限を超えています

1月～7月分までは前々年の所得により、8月～12月分までは前年の所得により審査します。

以前に申請した方でも、所得審査のため8月に再度申請が必要です。

また、所得制限により非該当になっていた方は、前年中の所得によっては、助成を受けられる場合があります。この場合も申請が必要です。